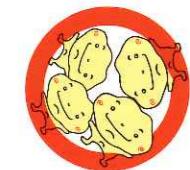


これまで廃棄物として処理してきた生ごみ等を微生物（メタン菌）の力で資源化します。

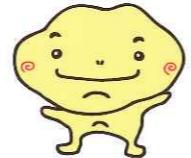
生ごみは、メタン菌の
たべものです

南三陸町の生ごみの出し方



出せる

メタン菌の
食べ物になるもの



●十分に水を切ってください。●大きなものは、小さく切ってください（10cm未満を目安）。

- 残飯 ○ 調理生ごみ 野菜、果物などのカットくず ○ 海藻
- 菓子 ○ ペットフード ○ *乳製品 ○ *生花
- *茶葉・コーヒーかす コーヒーフィルター、ティーバッグ（紅茶等）の袋は外して中身のみを生ごみとして捨ててください。
- 魚介の皮や骨 10cm以上の魚の頭（骨）は、小さく切るか可燃ごみとして排出してください。
- 小エビの殻 ● 詳しくは裏面の分別辞典をご参照ください



生ごみの活用（家庭・事業所）

メタン菌によってつくられる液体の肥料（発酵液肥）は、次の用途に利活用します。

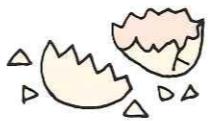
- ①周辺農家の農業利用
- ②液肥タンクサービスによる町民利用
※良い液肥をつくるために正しい分別をお願いします。

X 出せない

メタン菌の
食べ物にならないもの

卵の殻

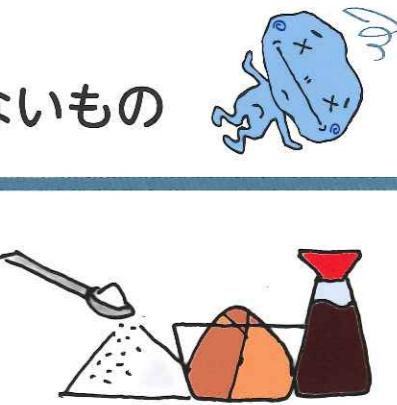
食す部分は○



カルシウムが溶出し、施設の配管の閉塞原因となるため出せません。

塩分の高い物

× 醤油・塩・味噌など
調理残し、食べ残しに含まれるものは○



塩分の高いものは、肥料に適さないため出せません。

硬いもの

- × カニ・伊勢エビの殻 小エビは○ × ウニ・ホヤの殻 × 貝がら
- × めかぶの芯や茎 食す部分は○ × 大型の骨・肉類の骨 牛・豚・鳥などの大きな骨
- × タネ類 梅干し・野菜・果物 × そば殻 × 落ち葉 × 草 × 剪定枝



破碎しにくく、処理機械を損傷させる恐れがあるものは出せません。

液体

少量なら○
(全量が500mL程度)



- × 酒類・ジュース
- × 牛乳・豆乳など

大量の液物は、その重量で運搬に支障が出るため出せません。

食品ではないもの

× 包装・容器

ビニール袋、トレー、ラップ類、アルミホイル、チューブ・ボトル類



× 割りばし・串・爪楊枝

× 水切りネット
× ティーバッグ
× コーヒーフィルター
中味の茶葉・コーヒーかすは○

紙、プラスチック、金属、木材、陶器、ガラス等
食品以外のものは出せません。

その他

- × 医薬品（くすりなど）
- × たばこの吸い殻 × ガム
- × 歯磨き粉 × 食用油（液体、凝固）



メタン菌が死滅する恐れがあり、農地に有害となる恐れがあるため出せません。

↓ 生ごみ分別のお問合せ
環境対策課 ☎ 46-5528

↓ 液肥利用のお問合せ
産業振興課 ☎ 46-1378

生ごみ分別辞典

分類

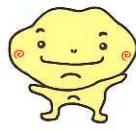
品目

○ ←出せる

分類

品目

X ←出せない

○ のうち、大きな物は 10cm 未満にして出してください。
X は、これまで通り可燃ごみとして出してください。

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------|--------------------|---|-----------------|------------------|---|-----|----------------|---|-----------------------------|--------------------------|---|
| 一般食品 加工食品 | あ 油揚げ | ○ | 一般食品 加工食品 | ま もち | ○ | 海産物 | あ ウニの殻 | X | 肉類 卵 | た 鶏がら | X |
| | あんこ・きなこ | ○ | | や 野菜のくず・皮・芯 | ○ | | ウニの身 | ○ | | な 肉(牛、豚、鶏など) | ○ |
| か 梅干しの種 | 梅干しの種 | X | 調味料類 | 野菜のタネ | X | | エビの身・殻(小さいもの) | ○ | 飲料類 | 肉の骨(牛、豚、鶏など) | X |
| | カレー・シチューなど | ○ | | ら 冷凍食品 | ○ | | 貝の殻 | X | | は ハム・生ハム・ベーコン | ○ |
| 乾パン(保存食) | 乾パン(保存食) | ○ | 調味料類 | か カレー・シチューなどのルー | ○ | 飲料類 | 貝の身 | ○ | ※液体飲料類は原則として X 500ml 以下なら ○ | あ インスタントコーヒーの粉粒 | ○ |
| | 菌類(きのこ) | ○ | | ケチャップ・こしょう・ごま | ○ | | かつお節(削り節) | ○ | | か 牛乳(500ml 以下なら ○) | X |
| 果物のくず・皮・芯 | 果物のくず・皮・芯 | ○ | さ 砂糖 | 香辛料 | ○ | | かつお節(本節) | X | 飲料類 | クリームパウダー | ○ |
| | 果物のタネ | X | | 塩・醤油・酢・ソース | X | | カニの殻 | X | | コーヒーかす | ○ |
| クルミの殻 | クルミの殻 | X | た ジャム | ジャム | ○ | 飲料類 | カニの身 | ○ | 飲料類 | さ 酒(500ml 以下なら ○) | X |
| | 麹・酵母 | ○ | | 食用油(液体・凝固) | X | | かまぼこ・ちくわ・はんぺん | ○ | | た 茶葉・茶殻 | ○ |
| 粉類(小麦粉・パン粉・片栗粉など) | 粉類(小麦粉・パン粉・片栗粉など) | ○ | た ゼラチン | ゼラチン | ○ | 飲料類 | 寒天・ところてん | ○ | | ティーバッグ | X |
| | ごはん・おかゆ | ○ | | たれ(濃い粘液状の合わせ調味料) | X | | 昆布 | ○ | | 豆乳(500ml 以下なら ○) | X |
| さ 酒粕 | こんにゃく・しらたき | ○ | は バター・マーガリン・ラード | バター・マーガリン・ラード | ○ | 飲料類 | 魚の骨・頭(10cm 以下) | ○ | 飲料類 | は ビール・炭酸飲料(500ml 以下なら ○) | X |
| | たけのこの皮 | X | | はちみつ | ○ | | 魚の身・内蔵・皮・魚卵 | ○ | | あ 落ち葉・草・剪定枝 | X |
| た 調理物の食べ残し | 調理物の食べ残し | ○ | ま マヨネーズ | マヨネーズ | ○ | 飲料類 | するめ | ○ | 飲料類 | オブラート | ○ |
| | 漬物 | ○ | | 味噌 | X | | なまこ | ○ | | か くすり(医薬品) | X |
| な 天ぷら | 天ぷら | ○ | わ わさび・からし | みりん | ○ | 飲料類 | のり・のりの佃煮 | ○ | | コーヒーフィルター・水切りネット | X |
| | 納豆・豆腐・湯葉・おから | ○ | | わさび・からし | ○ | | は ホヤの殻 | X | | さ そば殻 | X |
| は 生米・ぬか | 生米・ぬか | ○ | 乳製品 | あ アイスクリーム | ○ | 飲料類 | ホヤの身 | ○ | 飲料類 | た たばこの吸い殻 | X |
| | パン・パン生地 | ○ | | か 菓子パン | ○ | | ま めかぶ | ○ | | 包み紙 | X |
| ピーナツの殻 | ピーナツの殻 | ○ | 菓子類 | ガム | X | 飲料類 | めかぶの芯・茎 | X | 飲料類 | な 生ごみ処理機で処理した物 | X |
| | 麩 | ○ | | 粉ミルク | ○ | | わかめ | ○ | | は 花(土のついたものは X) | ○ |
| 腐敗した食べ物 | 腐敗した食べ物 | ○ | さ スナック菓子・せんべい | スナック菓子・せんべい | ○ | 肉類 | その他の魚介類・海藻類 | ○ | 飲料類 | 歯磨き粉 | X |
| | ふりかけ | ○ | | た チーズ・粉チーズ | ○ | | さ ソーセージ | ○ | | ペットフード | ○ |
| ま ベビーフード・離乳食 | ベビーフード・離乳食 | ○ | な 生クリーム | チョコレート | ○ | 卵 | た 卵の中味 | ○ | 飲料類 | わ 割り箸・爪楊枝 | X |
| | マカロニ | ○ | | は プリン | ○ | | 卵の殻 | X | | | |
| 豆・豆の皮 | 豆・豆の皮 | ○ | や 洋菓子・和菓子 | 洋菓子・和菓子 | ○ | | | | | | |
| | 味噌汁(500ml 以下なら ○) | X | | ようかん | ○ | | | | | | |
| 味噌汁の具 | 味噌汁の具 | ○ | ら ヨーグルト | ヨーグルト | ○ | | | | | | |
| | 麺類(うどん・そば・ラーメンなど) | ○ | | ラムネ菓子(粒状)・あめ | ○ | | | | | | |
| 麺類の汁(500ml 以下なら ○) | 麺類の汁(500ml 以下なら ○) | X | | | | | | | | | |

ごみの出し方

- ◎分別した生ごみは、各集積所の生ごみ収集用バケツに中身のみを排出してください。
- ◎収集日の朝6時から8時30分までに、決められた集積所に出してください。
- ◎事業活動に伴って排出されるごみは、集積所に出すことができませんので、注意してください。
- ◎事業活動に伴って排出されるごみは、直接施設に持ち込むか、許可業者に委託してください。
- ◎食品加工場からの加工残さは受けられません。

監修：南三陸町 液肥利用推進協議会 ※このポスターは、再生可能エネルギー推進地域協議会形成支援事業補助金を活用してつくりました。

